

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(損害賠償責任の一部免責に関し条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2第1項の条例で定める額は、市から同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき<u>法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)</u>の一会計年度当たりの額に相当する額として市規則で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責に関し条例で定める額)</p> <p>第3条 法第243条の2第1項の条例で定める額は、市から同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき<u>法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)</u>の一会計年度当たりの額に相当する額として市規則で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>